

薬局・ドラッグストア等で 特定の医薬品を購入すると 所得控除が受けられます！

2017年1月よりスタートしています！

セルフメディケーション
税 控除 対象

「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」は

特定の医薬品を購入した際に、その購入費用について年間**1万2,000円**を超えた場合
所得控除を受けることができる制度です。

* 生計を一にする配偶者、その他親族の分も含めることができます。

? いくら税金が安くなるの？

対象となる医薬品の購入費用の 1万2,000円を超えた 部分（上限 8万8,000円）が
所得控除の対象になります。

たとえば、所得税率20%の申告者が年間3万円分購入した場合

所得税が $(3万円 - 1万2,000円) \times 20\% = 3,600円$ 安くなります。

*ただし、従来の医療費控除との併用はできません！

? 対象となる医薬品

医療用から転用された医薬品 スイッチOTC医薬品

かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、解熱鎮痛薬、目薬、水虫用薬、
肩こり・腰痛のシップなど幅広い製品が対象です。

*対象商品には「★」マークなどが
レシートに表示されます

23 x 単10	¥20
★アズルミンせき止め錠	¥880
パブロンゴールドA2	¥1,080
販促割引 10%	-108
薬液 180cc	¥100
小計	¥2,924
外税(9%税込 2024)	¥233
合計	¥3,157
C/B支払い	¥400
お預り	¥5,007
お釣り	¥2,250

★印がついた商品は
セルフメディケーション税制の
対象商品です。

? 制度を利用するには

① 下記の健康の保持促進及び疾病の予防への「一定の取組」を行っていること

「一定の取組」

とは…

インフルエンザ
等の予防接種

又は

市町村のがん検診 又は
会社の定期健康診断 又は
特定健康診査 又は
人間ドック等の健康診査

② 領収書を保存していること（確定申告で使用します）

* 予防接種や診断の領収書、結果通知書も必要です！